荒川区立第三瑞光小学校いじめ防止基本方針(改訂)

令和6年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の 形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであ り、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下、「法」という)第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)、「荒川区いじめ防止基本方針」(平成27年3月)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「第三瑞光小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達 段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの 把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと「校長ー副校長ー教務主任ー生活指 導主任ー各学年主任一全教職員」の体系で組織を組む。委員会を開き、それぞれが情報を共 有し、生活指導夕会や職員会議等において全教員間で共有し合い、いじめの早期発見・未然 防止・解決に取り組む。
- (5) 相談窓口(スクールカウンセラーや養護教諭)を周知するとともに、児童に対して年3回(6月・11月・2月)、定期的にアンケートや個別の面談の実施、5年生全児童へのスクールカウンセラーとの面談の実施、個別調査表を作成して全教員での情報共有、いじめ防止対策委員会の継続指導の実施など、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「第三瑞光小学校いじめ防止基本方針」の策定

法13条の規定、及び「荒川区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめ防止等の取り組みについての基本的な方向、内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という)として定める。

2 いじめの防止などの対策のための四職の配置

本校は、いじめの進行状況や重度に応じて機能する複数の委員会を組織する。各委員会で議論し対策を立てた後は、いじめ行為への対処を行うため、全教員が一丸となって、いじめ未然防止・早期発見・早期解決を確実に図る。

●「いじめ防止委員会」

(いじめにつながりそうな案件について検討し、いじめにつながらないようにする) メンバー 校長 副校長 生活指導主任 養護教諭 担当学年担任

●「いじめ対策委員会」

(いじめと認定し、早期解決に向け対策を講じ、組織で分担していじめの解決を図る) メンバー 校長 副校長 生活指導主任 教務主任 各学年主任 養護教諭

●「健全育成サポート委員会」

(地域や専門家と連携していじめの早期解決を図る)

メンバー 指導主事 民生・児童委員 警察 学識経験者 子家総 SC SSW PTA 会長

3 方針を受けた具体的な取組

東京都教育委員会が示す「いじめ防止において必ず取り組む 18 の項目」に基づき、以下の取組を行う。

- (1) 未然防止に関わる取組
- ア 教職員による日常の指導
 - ・道徳教育、人権教育における「生命尊重」「多様性(障害者・LGBT)の理解」「規範意識」「善悪の判断」に関する授業
 - 一人一人の活躍の場の設定(学級経営の充実)
 - 付けたい力を明らかにした「分かる授業」実践
 - ・学習や行動を振り返る時間の設定
 - 地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
 - 読書活動の推進
 - 児童一人一人に対する理解の推進
 - ・学習におけるかかわり合いの場の設定
 - ・児童に対する適切なめあての設定
 - ・ 学習環境の整備
 - ・セーフティ教室(情報モラルを含む)や安全指導の時間の充実
- イ 児童が主体となって行う取組
 - ・なかよし班活動の充実
 - あいさつ運動
 - いじめ防止標語、「社会を明るくする運動」への参加
- ウ 家庭・地域・関係諸機関が連携して行う取組
 - ・ホームページ等で本校のいじめ防止基本方針の周知
 - いじめ防止啓発資料のスクリレによる配信
 - ・夏季休業中の個人面談
 - SCによる児童の全員面談(5年生)
- エ 年間計画に位置付ける取組
 - ・4月 生活指導全体会 はるかぜ教室についての研修
 - 4月 特別支援全体会
 - 10月 セーフティ教室

- 7月 全員面談(5年生)
- ・6月 SOS 出し方教育
- 10 月 道徳授業地区公開講座
- •11月 いじめ防止標語の取組
- ・8月 特別支援教育に関する研修(汐入東小学校)
- ・11月 人権推進校研究発表会への参加
- ・6.11.2月 ふれあい月間 いじめに対する意識を高める研修

(2) いじめの早期発見に関すること

- ふれあい月間アンケート(6月.11月.2月)
- ・長期休業中開けの児童生徒の生活実態に関する調査」(9月 1月)
- スクールカウンセラー便り
- 教育相談や教育センター電話相談室先の案内の配布
- ケース会議や校内委員会の定期的な開催
- 毎週金曜日の夕会での情報教諭

(3) いじめに対する措置

ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、 落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめ解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

また、いじめを行った児童への依然とした態度での指導をするとともに、いじめを見ていた 児童が自分の問題としてとらえられるような継続的な指導を行う。教職員全体で速やかに対 応できるような組織体制を整備する。

ウ 関係機関との連携

子ども家庭支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所と連携して講じる。

エ 保護者等との情報共有

保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。

いじめ発見時の対応フローチャート

① 調査による把握

- 月々の出席簿
- ふれあい月間アンケート
- ・ 長期休業明け調査
- 生活指導部会



②速やかな報告の徹底

情報受信者→担任、学年主任→副校長(教育センター指導主事) →校長先生のルートで報告

情報受信者を中心に「報告書」を作成し、副校長へ提出する。



③第1次「いじめ対策会議」

- •「報告書」、被害・加害児童の情報を基に、状況確認をする。
- 事実確認の方法を確認し、複数名で児童の聞き取りをする。



④事実確認の実施

- 被害児童、加害児童、周辺児童への聞き取りを複数名で行う。→「聞き取り記録」
- ・被害児童保護者、加害児童保護者とは面談を行い、今後「いじめ対策基本方針」にそって対応する旨を説明する。



⑤第2次「いじめ対策会議」

- ・校長・副校長・教務主任・生活指導主任・担任・学年主任・養護教諭で、具体的な指導方針 と対応策を話し合い決定する。
- ・生活指導夕会等で、全教職員に周知する。



⑥実際の対応

- ・校長・副校長・教務主任・生活指導主任・担任・学年主任・養護教諭で、 具体的な指導方針と対応策を話し合い決定する。
- ・生活指導夕会等で、全教職員に周知する。



・解決に向けて継続すること

- Ⅰ・時系列で記録を取る。
- 面談(児童・保護者は複数名で行う。
- ・完全ないじめ解消まで、「報告書」の更新を毎月行う。
- ■・完全な解消は、本人がいじめがなくなったと意思表示をしてから3か月とする。
- ▶ SC 等の連携を継続する。

★重大案件と判断された場合

- •教育委員会と連携を図り解決に向けた対応をする。
- •「学校評議員」など学識経験者を招き、「健全育成会議」を開催し、愚弟的な対応策を話し合う。
- •「いじめ対策会議」で再度指導方針等を話し 合い、新たな対応策を決定する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じるとは、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

生活指導 8

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安としている。ただし日数だけでなく児童生徒の状況等個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは考えにくい」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3)調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に 結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、 教育委員会は調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等、その他必要な情報について適切に提供する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

(5) 重大事態の対処

- ア いじめを受けた児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。
- イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察 などを積極的に実施する。
- ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じ、福祉の専門的な観点からいじめを受けた児童の家庭状況を把握するともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、いじめを受けた児童とその家庭を支援する。
- エ いじめで不登校になっているいじめを受けた児童を適応指導教室に通級させるほか、いじめ をうけた児童の状況に応じて保健室登校を実施するなどの緊急避難措置を実施する。
- オ いじめを受けた児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、いじめを行った児童 について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- カ いじめを受けた児童に対する暴力や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、いじめを受けた児童を守るとともに、周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

第3 付則

- (1) この基本方針の施行に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。
- (2) この基本方針は、平成27年4月1日から実施する。
- (3) 聞き取りの際は、全て、時系列で記録を取り、複数で対応することを原則とする。
- (4) 完全ないじめ解消を全教職員で確認する
- (5) いじめ解消後、3ヶ月が経過するまでいじめ個票提出する。